解散公告

当社は、平成三十年六月六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年六月七日

北九州市戸畑区飛幡町二番二号飛幡ビル四Ｆ

エヌエス・エル・サービス株式会社

代表清算人　喜多　昭仁

解散公告

当社は、平成三十年五月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年六月七日

鹿児島市南栄三丁目一二番二

株式会社南日本新聞オフセット輪転

代表清算人　佐潟　隆一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年六月七日

沖縄県国頭郡恩納村字恩納六三四九番地六

ダイセイ建設株式会社

代表清算人　古倉　順子

解散公告（第一回）

当法人は、平成三十年二月二十六日建物全部の滅失により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年六月七日

東京都小平市学園東町一丁目八番一三

一橋学園前住宅管理組合法人

清算人　工藤　妙子

解散公告（第一回）

当土地改良区は、平成三十年三月三十一日開催の総会の決議により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年六月七日

山口県周南市大字呼坂第二番地の二

周南市下郷土地改良区

代表清算人　藤井　允雄

解散公告（第二回）

当法人は平成三十年五月十六日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年六月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年六月七日

東京都港区高輪一丁目三番二号トーア第二高輪マンション管理事務所内

トーア第二高輪マンション管理組合法人

清算人　鈴見　健夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市北区北一九条西五丁目二〇番地、最後の住所札幌市豊平区平岸四条一八丁目一番二一号　静療院

被相続人　亡　齊藤　文子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月七日

札幌市中央区北五条西一一丁目一七番二号

札幌総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉田友樹示

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県仙台市若林区河原町一丁目七番、最後の住所宮城県仙台市太白区八本松一丁目一三番一一―七二一号

被相続人　亡　後藤　史典

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月七日

宮城県仙台市青葉区一番町一丁目四番二〇号佐々木・笠原法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大林　弘典

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県鹿沼市酒野谷八四二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　橋本　幸雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月七日

栃木県宇都宮市中央二丁目三番一号ラシックビル四階　大銀杏法律事務所

相続財産管理人　根本　智子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区六本木六丁目三一番地、最後の住所東京都新宿区百人町二丁目一七番二二号　被相続人　亡　戸田　綾子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月七日

事務所東京都中央区日本橋室町四丁目一番二一号近三ビルヂング八階荒巻・後藤法律事務所

相続財産管理人　弁護士　荒巻　慶士

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中野区白鷺一丁目七七九番地、最後の住所東京都中野区白鷺一丁目一八番六号

被相続人　亡　峯村　惠明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月七日

東京都千代田区内幸町二丁目二番二号富国生命ビル渥美坂井法律事務所・外国法共同事業　相続財産管理人弁護士　落合　孝文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県長岡市西神田町一丁目三番地一五、最後の住所東京都世田谷区桜丘五丁目一六番七号ベネッセホームくらら千歳船橋

被相続人　亡　村田　幸枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月七日

東京都中央区銀座五―一四―八銀座ワカホビル四階クラース銀座法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大澤美穂子

第56期決算公告

平成30年6月7日　札幌市東区北5条東5丁目1番地11

株式会社北海道日立

代表取締役　今給黎康一

貸借対照表の要旨　（平成30年3月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,830,102	流動負債	1,991,723
固定資産	893,900	（賞与引当金）	(95,100)
		固定負債	214,540
		（退職給付引当金）	(149,324)
		（その他引当金）	(3,026)
		株主資本	1,515,503
		資本金	242,400
		資本剰余金	241,600
		利益剰余金	1,031,503
		利益準備金	20,000
		その他利益剰余金	1,011,503
		（うち当期純利益）	(170,762)
		評価・換算差額等	2,235
資産合計	3,724,003	負債・純資産合計	3,724,003